

CIRCULAR

By your side

メンバーの皆様

2022年10月13日

中国個人情報保護法（PIPL）に関する国際P&Iグループ作成 Q&A 集

注意事項：

PIPLは、中華人民共和国（以下「中国」）がデータプライバシーとその保護に関する詳細な規則を定めた包括的な法律です。同法は、中国国内の個人情報や機密性の高い個人情報の処理に適用されます。PIPLは、2021年11月1日に施行されました。

PIPLは、「個人情報」について、「識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報」としたうえで、匿名化処理後の情報（特定の自然人の識別に使用できず、そのように匿名化処理された後に復元できない情報）は含まないと定義しています。

同法が中国の船主や船舶管理会社、そのコレスポンデントに与える影響については、下記をご覧ください。このQ&A集は、同法に関する手引きを意図したものであり、最終的な法的助言とみなされるものではありません。

1. PIPLの下で船主や船舶管理会社にはどのような義務がありますか。

船主と船舶管理会社は、（船員の国籍に関係なく）中国で発生した船員傷病事案については、船員の近親者への連絡や船員に関するデータの処理、コレスポンデントやP&Iクラブへのデータ移転ができるように、船員から十分な同意を得ておかなければなりません。

必要十分な同意が得られるように雇用契約の改定が必要になることもあります。

2. PIPLの下でコレスポンデントにはどのような義務がありますか。

コレスポンデントは、中国で発生した船員傷病事案の処理に当たって、船員の同意を得る必要があります。この同意は、近親者への連絡、船員データの処理、コレスポンデントやP&Iクラブへの当該データの移転の際に必要なとなります。注意すべき重要事項は以下のとおりです。

- 1) PIPLは、緊急事態では「現実的に可能な範囲で速やかに」同意を得なければならないと定めており、これは、「状況に応じて現実的かつ可能な範囲で速やかに」という意味です。
- 2) 船員が死亡した場合や同意を示すことができない場合、船員の近親者から同意を得る必要があります。
- 3) 中国に所在するコレスポンデントは、個人情報の移転先となる外国組織（P&Iクラブなど）との間で、適切なデータ移転契約を締結する必要があると考えられます。

3. PIPL で使われている「同意」という用語には、どのような要件があるのでしょうか。



十分な同意とは、関連する船主、船舶管理会社、またはコレスポンデントの次の権限を確認しなければなりません。

- 1) 関連する機密性の高い個人情報、とりわけ医療情報や銀行明細情報を処理すること
- 2) 身分証明書や近親者の連絡先など、重要な個人情報を処理すること
- 3) 当該情報を P&I クラブや法律事務所などの第三者に移転すること
- 4) 当該情報を国外に移転すること

船員が死亡した場合や同意を示すことができない場合には、船員の近親者から同意を得なければなりません。

4. PIPL を順守できているかどうか確認したいのですが、こうした支援はどこで受けられますか。

同意書標準文言や雇用契約の草案作成のほか、PIPL でどのような義務が課されるのかといった評価については、中国の法律事務所が支援を提供できます。

推奨される中国の法律事務所については、クラブの通常の窓口にお問い合わせください。

なお、国際 P&I グループに所属するすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose
Director
The Standard Club UK Limited

Email: jeremy.grose@standardclub.com

(本回覧は、英文クラブサーキュラーをメンバー各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)